

福岡市バリアフリー基本計画（案）の概要

《第1回福岡市バリアフリー推進協議会資料》

【目次】

第1. 福岡市バリアフリー基本計画（案）について【総論】

- 1. 計画の基本事項…………… 1-1
- 2. 施策体系…………… 1-2
- 3. 福岡市交通バリアフリー基本方針における整備の進捗状況…………… 1-3

第2. 福岡市バリアフリー基本計画（案）について【各論】

- 1. ハード面のバリアフリー化…………… 2-1
- 2. ソフト面のバリアフリー化…………… 2-9
- 3. バリアフリー化の支援と進行管理…………… 2-10

○ 資料編

- (1) これまでのバリアフリー化推進の取組み等…………… 資料-1
- (2) 現・重点整備地区（特定経路整備状況図）…………… 資料-3
- (3) 生活関連施設…………… 資料-10
- (4) 新たな重点整備地区（案）…………… 資料-14

1. 計画の基本事項

(1) 基本計画策定の趣旨

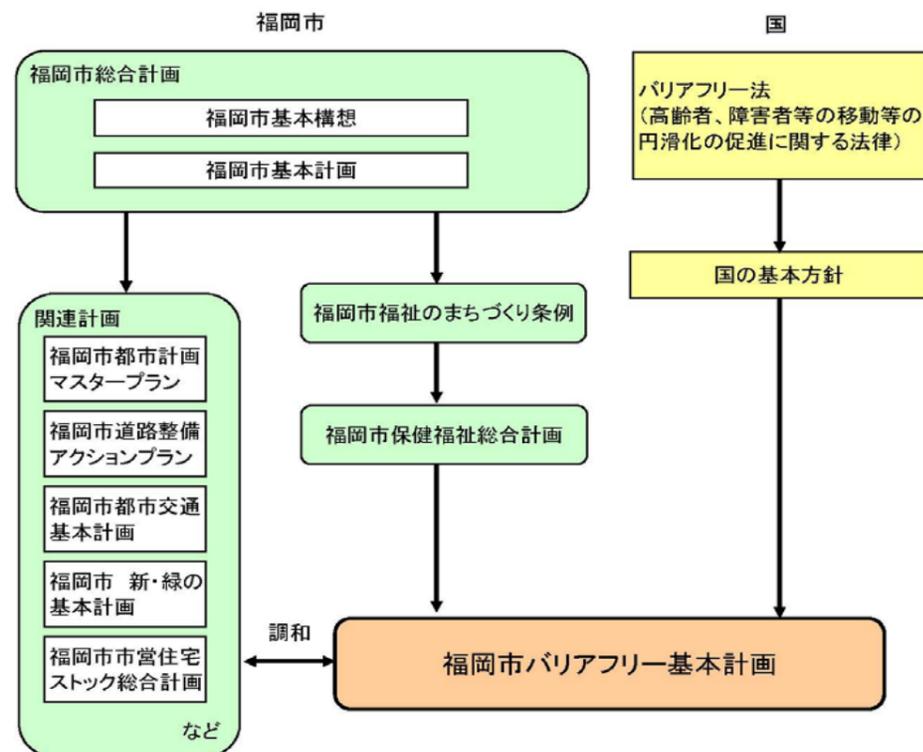
福岡市では、平成10年度に「福岡市福祉のまちづくり条例」を施行し、建築物、道路、公園、旅客施設等のバリアフリー化を進めてきました。また、平成14年3月には、平成22年度を目標年次とする「福岡市交通バリアフリー基本方針」を策定し、鉄道駅及びその周辺道路の重点的な整備を進めるなど、バリアフリー化の促進を図ってきたところです。

一方、国においては、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）の制定、平成23年には法に基づく国のバリアフリー基本方針（平成23年3月31日告示第一号。以下「国の基本方針」という。）が改正され、バリアフリー化対象施設の拡充やより高い水準のバリアフリー化目標が設定されました。

これらも踏まえ、福岡市においても、新たに「福岡市バリアフリー基本計画」を策定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念に基づき、ハード、ソフトの両面からまちづくりに取り組んでいくものです。

(2) 福岡市バリアフリー基本計画の位置づけ

本基本計画は、福岡市におけるバリアフリー推進に関する基本的な方針を示すものであるとともに、バリアフリー法第25条に定める「基本構想」としての位置付けを持ちます。



(3) 基本理念と取組みの視点

■基本理念
誰もが思いやりを持ち、すべての人にやさしいまちづくり

■現 状

- 施設間をつなぐ連続した切れ目のないバリアフリー化が不十分
(例：建物と歩道の境界で誘導ブロックが途切れている事例等)
- 資金面や空間的・物理的な制約等を背景としたハード整備のみによるバリアフリー化の限界
- バリアフリー化促進に関する全市的な理解や協力は道半ば

■課 題

- 施設設置管理者間の連携、官民共働による取組みの推進
- ハードを補うソフト面の対応等、ハード・ソフト一体となった総合的な取組みの推進
- バリアフリー化への理解と協力を求める「心のバリアフリー」推進

■取組みの視点

連携・共働の推進	ハード・ソフト一体の取組み	福祉マインドの醸成
----------	---------------	-----------

(4) 目標年度

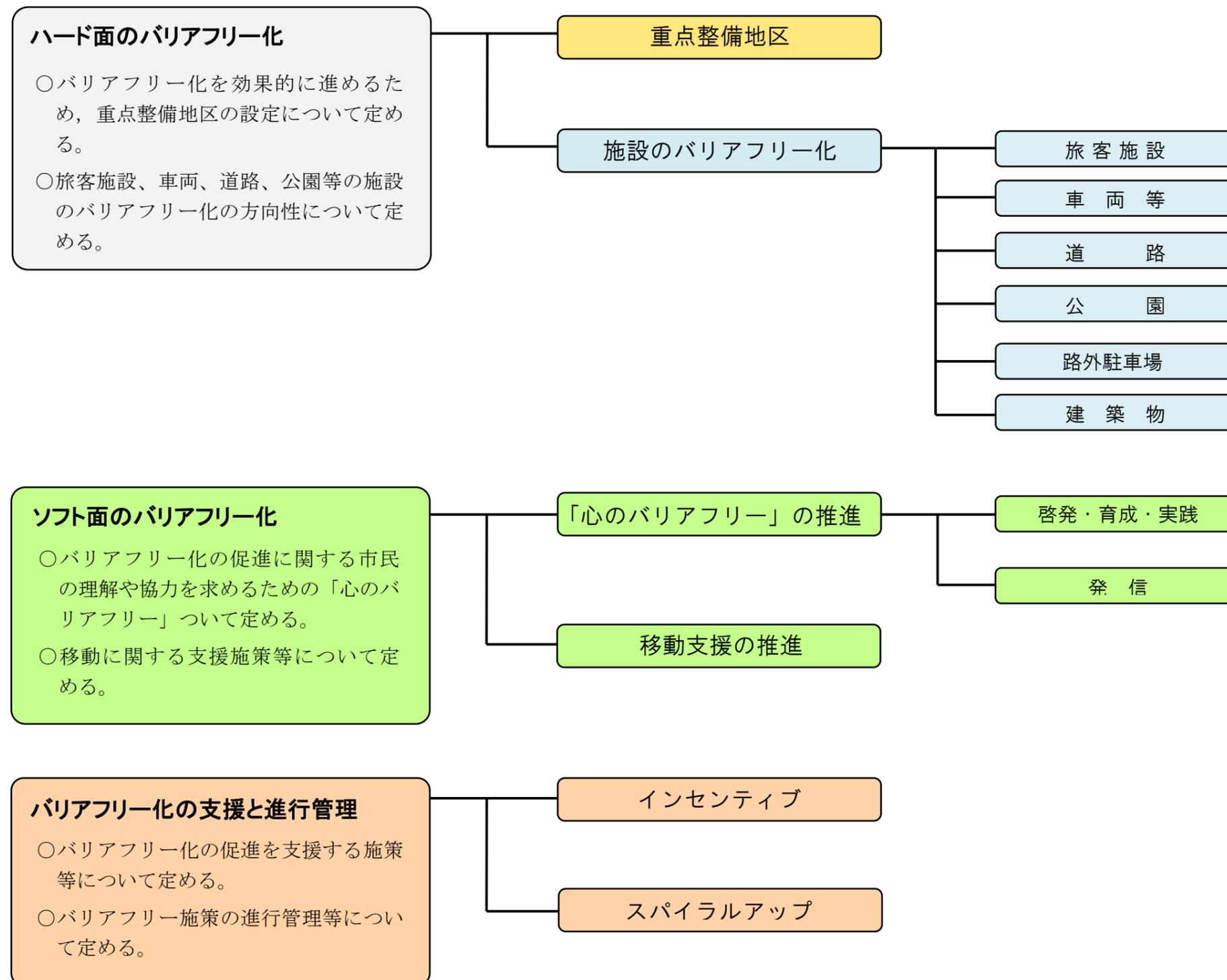
平成32年度 ※国の基本方針の目標年次に合わせる

(5) 推進の方法

- 実施に当たっては、4年毎のアクションプランを作成する
- 福岡市バリアフリー推進協議会において、進行管理や取組み内容の検証を行い、検証結果等に基づいて新たな取組みを講じることにより、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」を図る
- バリアフリーチェックの仕組みを検討し、利用者の声を反映した利用しやすい施設整備に努める

2. 施策体系

本基本計画は、施設整備等のハード面の取組みを中心とする「ハード面のバリアフリー化」、心のバリアフリーの推進などソフト面の取組みを中心とする「ソフト面のバリアフリー化」、及び「バリアフリー化の支援と進行管理」の3つの柱で構成されます。



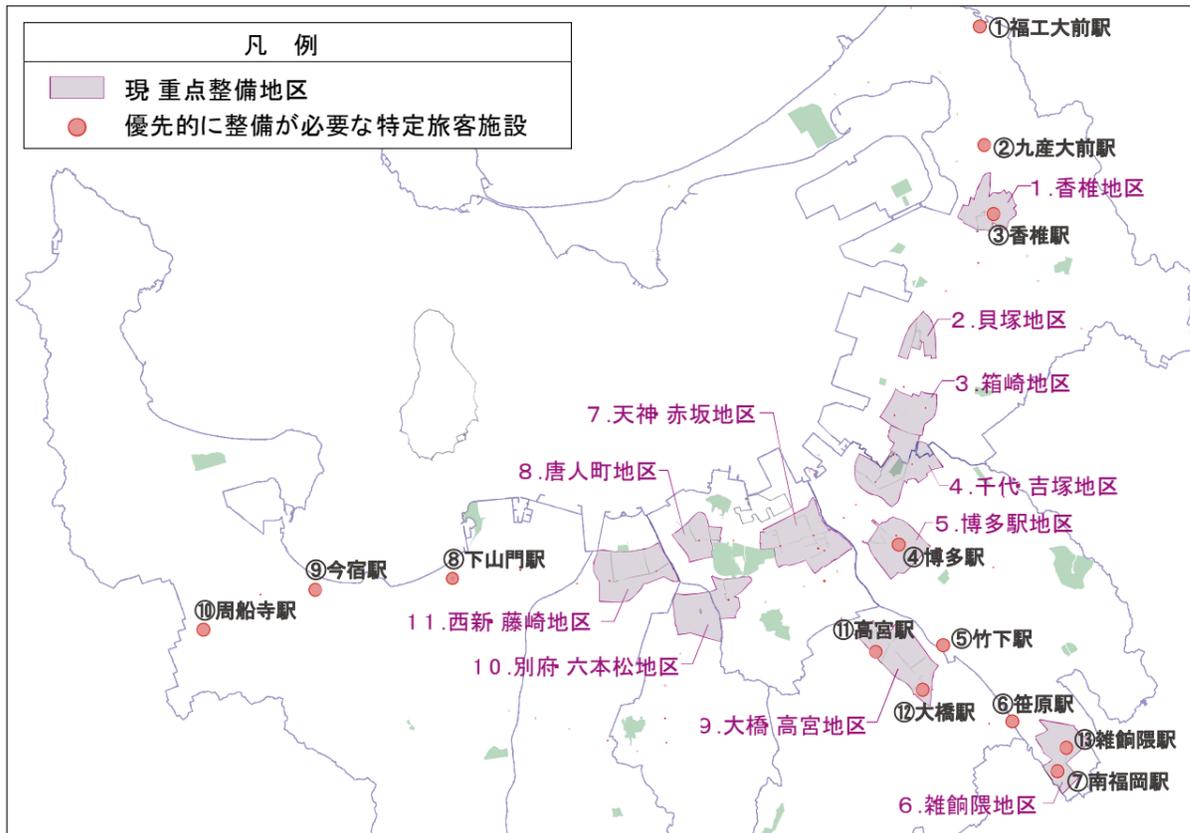
3. 福岡市交通バリアフリー基本方針における整備の進捗状況

(1) 特定旅客施設と重点整備地区の設定

○平成14年3月に策定した「福岡市交通バリアフリー基本方針」において、1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設を特定旅客施設（13駅）として設定し、特定旅客施設のバリアフリー化に取り組みました。

○また、特定旅客施設とその周辺（約500m圏内）に立地する公共施設等を結ぶ特定経路について、特にバリアフリー化の必要性が高い地区を重点整備地区（11地区）として設定し、特定旅客施設及び特定経路等のバリアフリー化に取り組みました。

■優先的に整備が必要な特定旅客施設及び現・重点整備地区



【優先的にバリアフリー整備が必要な特定旅客施設】

JR九州：①福工大前駅 ②九産大前駅 ③香椎駅 ④博多駅 ⑤竹下駅 ⑥笹原駅 ⑦南福岡駅
 ⑧下山門駅 ⑨今宿駅 ⑩周船寺駅
 西鉄：⑪高宮駅 ⑫大橋駅 ⑬雑餉隈駅

【現・重点整備地区】

1. 香椎地区 2. 貝塚地区 3. 箱崎地区 4. 千代吉塚地区 5. 博多駅地区 6. 雑餉隈地区
 7. 天神・赤坂地区 8. 唐人町地区 9. 大橋・高宮地区 10. 別府・六本松地区
 11. 西新・藤崎地区

■主なバリアフリー整備の内容

○特定旅客施設： 施設の出入口から車両等への乗降口に通ずる経路について、エレベーター設置等による段差の解消

○重点整備地区

・特定経路： 歩道の段差等の改善、有効幅員(2m以上)の確保、水はけがよく滑りにくい舗装、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設など

・交通安全事業： 信号機については、高齢者、障がい者等の安全な横断を確保するための機能を付加

(2) 進捗状況

① 特定旅客施設のバリアフリー化

○13駅のうち、12駅の整備が完了しました。

施設名		エレベーター設置等のバリアフリー化
JR九州	①福工大前駅	整備済
	②九産大前駅	整備済
	③香椎駅	整備済
	④博多駅	整備済
	⑤竹下駅	整備済
	⑥笹原駅	整備済
	⑦南福岡駅	整備済
	⑧下山門駅	未整備
	⑨今宿駅	整備済
	⑩周船寺駅	整備済
西鉄	⑪高宮駅	整備済
	⑫大橋駅	整備済
	⑬雑餉隈駅	整備済
整備率		92.3% (12/13)

② 特定経路のバリアフリー化（参照：資料編4～9）

○地区全体では84.0%の整備が完了しました。

表 特定経路のバリアフリー化進捗状況(H23年度見込)

重点整備地区名	特定経路		
	対象延長(km)	整備済延長(km)	整備率
1 香椎	1.8	0.8	44.9%
2 貝塚	1.6	1.6	100.0%
3 箱崎	2.8	2.5	88.7%
4 千代・吉塚	4.2	3.5	84.4%
5 博多駅	2.5	1.9	76.9%
6 雑餉隈	1.2	0.4	34.7%
7 天神・赤坂	6.8	6.1	90.4%
8 唐人町	1.8	1.6	89.0%
9 大橋・高宮	5.7	4.7	83.4%
10 別府・六本松	1.1	0.7	67.3%
11 西新・藤崎	4.6	4.6	100.0%
合計または整備率	33.8	28.4	84.0%

③ 交通安全事業：信号機のバリアフリー化

○信号機の整備は、平成19年度に165箇所の整備が完了しました。また、165箇所のうち平成14年度から平成19年度までに121箇所が整備されました。

表 交通安全事業のバリアフリー化進捗状況

重点整備地区名	特定経路		
	対象信号機数(箇所)	整備数(箇所)	整備率
1 香椎	3	3	100%
2 貝塚	2	2	100%
3 箱崎	11	11	100%
4 千代・吉塚	21	21	100%
5 博多駅	14	14	100%
6 雑餉隈	4	4	100%
7 天神・赤坂	47	47	100%
8 唐人町	10	10	100%
9 大橋・高宮	32	32	100%
10 別府・六本松	7	7	100%
11 西新・藤崎	14	14	100%
合計または整備率	165	165	100%

(3) 現・重点整備地区の課題

○特定経路は、歩道における民地との高低差や電柱など、周辺環境との調整を行いながら、可能な範囲で整備基準に適合させています。

○関係者等の協議・調整が難航する等の影響を受け、バリアフリー整備が遅れている特定経路があります。

○周辺の地形上の制約等により、歩道の幅員(有効2m以上)の確保などが困難で、バリアフリー整備が完了できていない特定経路があります。

1. ハード面のバリアフリー化

(1) 重点整備地区

① 重点整備地区設定の必要性

- 地域において、高齢者や障がいのある人などの自立した日常生活や社会生活を確保するためには、移動や施設の利用は重要な手段となっています。
- 移動や施設の利用に当たっては、バリアフリー法第2条第21号に定める「生活関連施設※1」や、これらの施設をつなぐ「生活関連経路※2」や駅前広場、通路などが、一体的にバリアフリー化されていることが必要です。
- このようなバリアフリー化を効果的に進めていくためには、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定めることにより、重点的かつ一体的に取り組んでいくことが必要です。
- 福岡市においては、これまで「福岡市交通バリアフリー基本方針」において重点整備地区を設定し、一定程度の進展を見たところですが、整備が進んでいない地区もあり、引き続き着実な取り組みが必要です。
- 以上を踏まえて、本基本計画においても、バリアフリー化をさらに推進していくために、重点整備地区を設定することとします。これにより、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化整備を重点的かつ一体的に取り組むものとします。

※1) 生活関連施設：高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など

※2) 生活関連経路：生活関連施設相互間の経路

② 新たな重点整備地区の設定要件

- 福岡市においては、国の基本方針等を踏まえ、高齢者や障がいのある人の実際の利用状況やニーズ等、福岡市の実態も勘案して、次のとおり重点整備地区の要件を設定します。

1日当たりの平均的な利用者が5,000人以上の旅客施設や不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある人がよく利用する施設が集積（概ね直径1kmの徒歩圏内に3つ以上）している地区。

③ 生活関連施設の選定

- 重点整備地区の設定にあたっては、本市独自に高齢者、障がいのある人をはじめ、不特定かつ多数の利用が多いと見込まれる施設を生活関連施設とし、以下の考え方にに基づき9種類を選定します。
 - (ア) 旅客施設又は特別特定建築物※1のうち、『「福岡市交通バリアフリー基本方針」改訂に向けた外出に関するアンケート調査結果』（以下「アンケート」といいます。）等を勘案して、特定旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、特別支援学校の7種類を選定します。
 - (イ) アンケートにおいて、利用ニーズが高い公園も生活関連施設とします。
 - (ウ) 福岡市は観光・集客によるまちづくりを推進していることから、観光施設も生活関連施設として選定します。

生活関連施設の選定		
A 特定旅客施設	B 官公庁施設	C 福祉施設
D 病院	E 文化施設	F 商業施設
G 特別支援学校	H 公園	I 観光施設

※1) 特別特定建築物：誰もが日常的に利用する官公庁施設、商業施設や主として高齢者、障がい者などが利用する福祉施設など

④ 生活関連施設の絞り込み

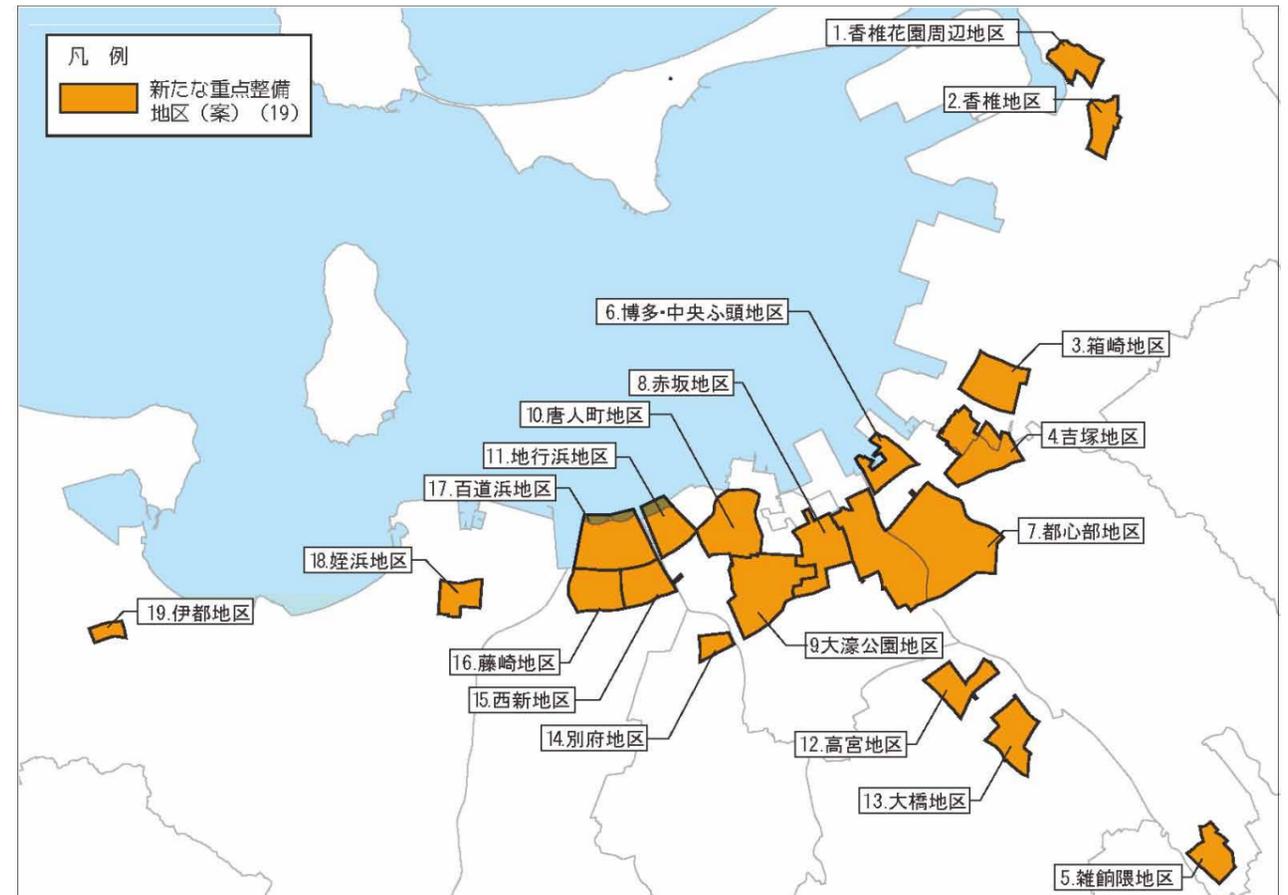
○施設の規模や利用目的等の他、アンケートを参考に、日常生活又は社会生活において高齢者や障がいのある人をはじめ不特定かつ多数の者が利用し、又は高齢者や障がいのある人が主に利用する施設を中心に絞り込みます。

○なお、生活関連施設については、固定化するものではなく、今後、スパイラルアップを行う中で、必要な議論を経て施設の追加や削除を検討していきます。

生活関連施設	絞り込んだ施設数	うち、重点整備地区内の施設数
A 特定旅客施設	53 施設	29 施設
B 官公庁施設	17 施設	16 施設
C 福祉施設	36 施設	23 施設
D 病院	24 施設	10 施設
E 文化施設	63 施設	45 施設
F 商業施設	33 施設	25 施設
G 特別支援学校	3 施設	0 施設
H 公園	31 施設	8 施設
I 観光施設	35 施設	29 施設
計	295 施設	185 施設

⑤ 新たな重点整備地区（案）（参照：資料編 14～22）

○生活関連施設を地図に落とし込み、直径 1 km の徒歩圏や道路、バス停の位置にも配慮しながら、道路等の明確な境界によって、地区を設定します。新たな地区は、下図の通りです。



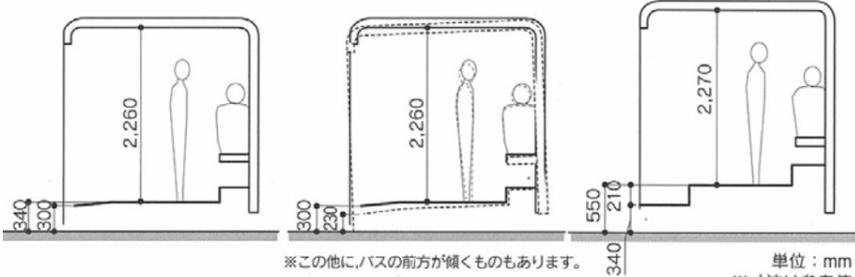
重点整備地区	面積
1 香椎花園周辺地区	約 40 ha
2 香椎地区	約 40 ha
3 箱崎地区	約 75 ha
4 吉塚地区	約 100 ha
5 雑餉隈地区	約 45 ha
6 博多・中央ふ頭地区	約 45 ha
7 都心部地区	約 360 ha
8 赤坂地区	約 70 ha
9 大濠公園地区	約 80 ha
10 唐人町地区	約 100 ha

重点整備地区	面積
11 地行浜地区	約 80 ha
12 高宮地区	約 55 ha
13 大橋地区	約 65 ha
14 別府地区	約 20 ha
15 西新地区	約 50 ha
16 藤崎地区	約 60 ha
17 百道浜地区	約 110 ha
18 姪浜地区	約 35 ha
19 伊都地区	約 15 ha

⑥ 重点整備地区における取組みの進め方（案）

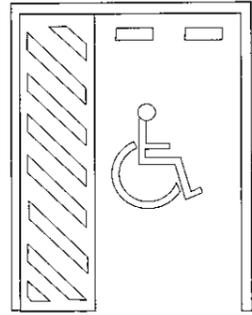
- (ア) 高齢者などの利用者や施設設置管理者等の参加によるまち歩きを行い、後述する「施設のバリアフリー化」の推進の方向性（資料 2-4～2-8）も踏まえて、重点整備地区内の整備内容等を検討していきます。
- (イ) まち歩きは、各地区における個別の事業計画等も勘案し、19 地区の中から順次、段階的に実施していきます。
- (ウ) 取組みに当たっては、施設設置管理者間の連携や共働の視点から以下の項目にも留意し、資金面や空間的・物理的な制約等も踏まえ可能な限りの整備に努めます。
- ・安全で切れ目のない誘導（例：施設相互間の視覚障害者用誘導ブロックを連続して設置など）
 - ・ノンステップバス導入路線を中心としたバス停の利用環境改善
 - ・施設相互の整備スケジュール調整による効率的なバリアフリー化整備 など
- (エ) まち歩きを実施する中で、官民連携や施設相互の整備スケジュール調整のあり方、バリアフリーチェックの仕組みなどについての課題等を整理し、福岡市バリアフリー推進協議会の場も活用しながら、連携・共働の推進手法を検討していきます。

(2) 施設のバリアフリー化		
	現状と問題点等	推進の方向性
旅客施設※1	<p>○旅客施設の段差解消（エレベーター又はスロープの設置など）については、90施設中84施設が整備済みです。</p> <p>○新設や大規模な改修の場合においては、福岡市福祉のまちづくり条例等の整備基準に適合させなければならないこととなっており、そのような機会に合わせてバリアフリー化整備を進めています。</p> <p>○新設や大規模な改修<u>以外</u>の場合においては、すべての整備基準に適合させることは困難であるため、バリアフリー化整備に向けた方向性を検討する必要があります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>■ 駅新設によるバリアフリー化 (JR九大学研都市駅)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>■ エレベーターの設置 (段差解消)</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>■ エスカレーターの設置 (段差解消)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>■ ホームドアの設置（転落防止） 視覚障がい者用誘導ブロックの整備</p>  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p>※1) 旅客施設：鉄道駅及び軌道停留場、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル施設のこと</p>	<div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 5px;">重点整備地区</div> <p>新設や大規模な改修の場合においては、引き続き、福岡市福祉のまちづくり条例等の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化整備を進めていきます。</p> <p>新設や大規模な改修<u>以外</u>の場合においては、以下の方向性を踏まえてバリアフリー化を推進していきます。</p> <p>ア. 国の基本方針を踏まえ、原則として、一日当たりの平均的な利用者が3,000人以上である、福岡市内の旅客施設については、国の基本方針に掲げられた次の項目の整備に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 段差解消 (例：エレベーター又はスロープの設置など) (イ) 転落防止設備の整備 ※鉄道駅のみ (例：内方線付点状ブロック又はホームドアの設置など) (ウ) 視覚障がい者用誘導ブロックの整備 (エ) 便所がある場合には、障がい者対応型トイレを整備 <p>イ. 福岡市営地下鉄駅など、ア. に掲げた整備が完了している施設については、情報案内設備（音サインや文字情報等）の整備に取り組みます。</p> <p>ウ. 福岡市有の旅客船ターミナルについては、一日当たりの平均的な利用者は3,000人未満ですが、本市の重要な海上交通機関であることから、ア. に掲げた項目の整備に取り組んでいきます。</p> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; margin-top: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 5px;">重点整備地区外</div> <p style="text-align: center;">同上</p> </div>

	現状と問題点等	推進の方向性
<p>車両等</p>	<p>○既存の車両等については、改修により可能な範囲でのバリアフリー化に取り組んでいます。</p> <p>■鉄道車両のバリアフリー化の対象（車いすスペース、手すりなど）</p>  <p>■福岡市営渡船（車いすスペース、乗船スロープ）</p>  <p>○バスについては、バリアフリー化を目的としたワンステップバスが中心ですが、更なるバリアフリー化のため、ノンステップバスの導入が望まれています。</p>  <p>■路線バスの外観</p>	<p>ア. 車両等の更新時に移動等円滑化基準※1への適合を図ります。</p> <p>イ. 車いすスペースの確保や船舶における段差解消（スロープ設置等）など可能な範囲で、既存車両等のバリアフリー化に取り組めます。</p> <p>ウ. 高齢者や障がいのある人にとって、重要な移動手段であるバスについては、ノンステップバスの導入促進に取り組めます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1834 884 2071 961"> <p>■ノンステップバス バスに乗り込むとそこがフロアになるタイプ</p> </div> <div data-bbox="2110 915 2332 961"> <p>バスに乗り込む際に車体が傾くタイプ</p> </div> <div data-bbox="2368 884 2674 961"> <p>■ワンステップバス バスに乗り込み、さらにもう1段上がるとフロアになるタイプ</p> </div> </div>  <p>※この他に、バスの前方が傾くものもあります。</p> <p>単位：mm ※寸法は参考値</p>  <p>※1) 移動等円滑化基準：バリアフリー法に基づき、施設ごとに省令で定められたバリアフリー化基準のこと</p>

	現状と問題点等	推進の方向性
道路	<p>○福岡市交通バリアフリー基本方針で定めた特定経路については概成しています。</p> <p>○福岡市道路整備アクションプラン等においてもバリアフリーに配慮した道路整備の取組みを推進しています。</p> <p>○生活関連経路以外のバリアフリー化へのニーズも多くあります。</p> <p>○バスは身近な移動手段として高いニーズがありますが、歩道とバス乗降口の段差解消やバス待ちのための上屋・ベンチの整備が不十分です。</p> <p>■歩道の整備 (歩道拡幅、誘導ブロックの設置)</p>  <p>■歩道のバリアフリー化 (マウントアップの改善、誘導ブロック設置)</p> 	<p>ア. 生活関連経路について、可能な限りバリアフリー化に取り組みます。</p> <p>(ア) 歩道の段差等の改善 (イ) 有効幅員(2m以上)の確保 (ウ) 水はけがよく滑りにくい舗装 (エ) 誘導ブロックの敷設 など</p> <p>イ. 生活関連経路においては、信号機等のバリアフリー化にも取り組みます。 (例: 音響信号機の設置など)</p> <p>ウ. 高齢者・障がい者の利用が多いバス停の利用環境の改善を図ります。 (例: マウントアップ※1、上屋、ベンチの設置など)</p> <p>エ. エスコートゾーン※2 設置の検討を進めます。</p> <p>オ. その他、上記以外の幹線道路などについても、必要に応じてバリアフリー化に取り組みます。</p> <p>※1) マウントアップ: 歩道が車道よりも一段高く(15~20cm)なっていること ※2) エスコートゾーン: 視覚に障がい者がある人が道路を横断する際の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置される横断方向の手がかりとなる誘導表示(突起帯の列)のこと</p> <p>重点整備地区</p> <p>ア. 福岡市交通バリアフリー基本方針における重点整備地区(11地区)の特定経路のうち、未整備の経路については引き続きバリアフリー整備に努めます。</p> <p>イ. 重点整備地区外の幹線道路等においては、必要に応じてバリアフリー化に努めます。</p> <p>重点整備地区外</p>

	現状と問題点等	推進の方向性
公園	<p>○新設や再整備の際に福岡市福祉のまちづくり条例等の整備基準への適合を図っています。 （年に20件程度）</p> <p>○平成10年度の「福岡市福祉のまちづくり条例」施行後、福岡市が整備した公園については、平成23年度末までに236公園のバリアフリー化に取り組んでいます。</p> <p>■アイランドシティ中央公園（新設） </p> <p>■千早中央公園（新設） </p> <p>■香椎浜北公園（再整備） </p>	<p>ア. 新設や再整備の際には、福岡市公園条例の整備基準（予定）に適合させることにより、バリアフリー化整備を進めていきます。 既存施設においては、以下の方向性を踏まえてバリアフリー化を推進していきます。</p> <p>イ. 既存施設については、福岡市が設置する公園のうち、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がいのある方等が利用する公園については、国のバリアフリー基本方針に基づく目標に掲げられた以下の項目の整備に取り組めます。</p> <p>（ア）園路や広場のバリアフリー化 （例：有効幅員の確保、段差解消など）</p> <p>（イ）駐車場のある場合には、駐車場のバリアフリー化 （例：車いすスペースの確保など）</p> <p>（ウ）便所がある場合には、障がい者対応型トイレの整備</p> <p>（エ）その他可能な限りのバリアフリー化</p> <p>■障がい者対応型トイレ </p> <p>■駐車場（車いす用スペース） </p> <p>重点整備地区</p> <p>重点整備地区外</p> <p>同上</p>

	現状と問題点等	推進の方向性	
路外駐車場※1	<p>○路外駐車場を新たに設置する場合においては、福岡市福祉のまちづくり条例等の整備基準に適合させなければならないこととなっており、そのような機会に合わせてバリアフリー化整備を進めています。</p> <p>※1) 路外駐車場：駐車面積（駐車マスの部分の面積の合計）が500㎡以上の一般公共の用に供する駐車場で、その利用にあたり駐車料金を徴収するもの。</p>	重点整備地区	<p>ア. 路外駐車場を新たに設置する場合においては、引き続き、福岡市福祉のまちづくり条例の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化整備を進めていきます。</p> <p>イ. 既存の市営駐車場については、車いす利用者用駐車スペースから出入口までの通路の確保に努めます。</p> <div data-bbox="2487 426 2739 741" style="text-align: center;">  </div> <p>■ 駐車スペースの設置例</p>
		重点整備地区外	同 上
建築物※1	<p>○建築物の新築や大規模な改修等を行う場合においては、福岡市福祉のまちづくり条例等の整備基準に適合させなければならないこととなっており、そのような機会に合わせてバリアフリー化整備を進めています。</p> <p>○既存建築物にかかるバリアフリー化のための現状改善については、官民とも資金面や空間的制約等により、全ての整備基準についての適合は困難な状況です。</p> <p>※1) 建築物：病院、官公庁舎、スポーツ遊戯施設、教育文化施設、百貨店など、不特定かつ多数の人が利用する施設で、福岡市福祉のまちづくり条例の特定施設。</p> <div data-bbox="483 1560 881 1860" style="text-align: center;">  </div> <p>■ 施設内のエレベーターや点字案内板に誘導する視覚障がい者用誘導ブロックの設置</p>	重点整備地区	<p>ア. 建築物の新築や大規模な改修等を行う場合において、引き続き、福岡市福祉のまちづくり条例等の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化整備を進めていきます。</p> <p>イ. 生活関連施設として位置付けた市が所有する施設については、施設管理者の意見や施設の実態調査等も踏まえ、バリアフリー化のための現状改善の方向性を検討していきます。</p>
		重点整備地区外	<p>ア. 建築物の新築や大規模な改修等の場合において、引き続き、福岡市福祉のまちづくり条例等の整備基準に適合させることにより、バリアフリー化整備を進めていきます。</p>

2. ソフト面のバリアフリー化

(1) 「心のバリアフリー」の推進

① 現状

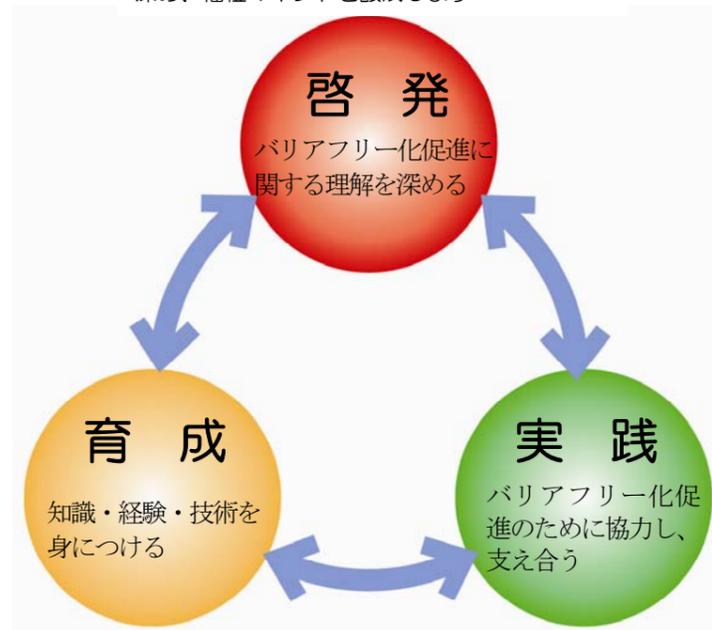
- バリアフリー化の促進に関する全市的な理解や協力が十分とは言えません。
- ハード面の整備の限界を補うソフトの取組みについて、検討の余地があります。
- 利用当事者の声が取組み、計画・整備等に十分反映されていません。

② 取組みの方向性

○バリアフリー化促進にかかる理解と協力を求める「心のバリアフリー」を市全域で発展させていくことが必要です。このため、啓発・育成・実践の3つの段階に応じた取組みを進めるとともに、バリアフリーに関するハードとソフトの情報を発信し、総合的に推進していきます。

心のバリアフリーに向けた3つの段階と取組みの方向性

日常生活や社会生活におけるバリアを軽減することで、高齢者や障害のある人等が自立した生活を確保できることの重要性について、理解を深め、福祉マインドを醸成します



日常生活や仕事、学校教育などの様々な場面において、研修や学習を行うことで、バリアフリー推進のための知識や経験、技術を身につけます。

市民参加の仕組みづくりを進めます。

③ 啓発・育成・実践のための取組み

市民一人ひとりのバリアフリーについての理解を深め、実践に移していくことで市全域での取組みに発展させていくため、啓発・育成・実践の3つの段階に応じた心のバリアフリーを推進します。

段階	目標	取組み（案）	備考		
啓発	バリアフリー化促進に関する理解を深める	シンポジウムの開催			
		バリアフリー週間の設定	障がい者週間との連携 (12/3 から 12/9)		
		ときめきフェスタの実施など			
		バリアフリー小冊子、HP、チラシ等の作成			
育成	知識・経験・技術を身につける	さまざまな分野における研修	学校や公民館等における出前講座 NPO・ボランティア向け研修会 企業向け研修会 市職員向け研修		
		整備担当者のスキルアップ	バリアフリー化技術研修会		
		市民参加による現状調査	市民参加による福岡市バリアフリーマップの改善など	既存活動団体と連携した実施を検討	
		分かりやすい印刷物の作成	「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」の普及、PR		
	案内表示の統一	ピクトグラムの普及、PR			
	実践	バリアフリー化促進のために協力し、支え合う	市民参加の仕組みづくり	バリアフリー推進ボランティア制度	福岡市放置自転車対策協力員制度など
			共働の仕組みづくり	共働促進モデル地区の設定など	エリアマネジメント組織等との連携の検討

④ バリアフリー情報発信のための取組み

バリアフリー化に関するハード整備やソフトの取組み成果を積極的に発信し、市民の社会参加を促進するとともに、福岡市におけるバリアフリーの取組みについては、誰もが住みやすいまち福岡として発信していきます。

目標		取組み（案）	備考
バリアフリー化に関する整備や活動の表彰	表彰による情報発信	ハード面のバリアフリー整備 表彰制度の創設など	
		ソフト面のバリアフリー賞の 創設など	
バリアフリー化整備のPR	優良事例の収集	・ハード整備にかかる取組み事例 ・ハード・ソフト一体の取組み事例 ・バリアフリーに関する調査・研究事例の収集 ・ソフト面の工夫事例など	
福岡市の取り組みのPR	バリアフリー化の成果の公表	福岡市バリアフリー基本計画の進捗状況の公表	数値目標の達成度、利用者満足度など

(2) 移動支援の推進

○移動しやすい都市空間のためのソフト面の取組み推進

- ・外出に関する情報の提供（バリアフリーマップ等）
- ・わかりやすい案内表示等の研究
- ・新しいツールを活用した移動におけるバリアフリーを支援する取組みの検討
例）スマートフォンを利用した無線 LAN（Wi-Fi）による情報の提供など

3. バリアフリー化の支援と進行管理

(1) インセンティブ

○駅施設バリアフリー化整備対象の拡大の検討

- ・3,000人以上の駅へのバリアフリー化補助

福岡市においても国の基本方針の目標にある1日当たりの利用者3,000人以上の鉄道駅について補助対象とするよう検討します。

- ・対象設備の拡大

これまでエレベーター及びエスカレーターの整備に対する補助としていたものを、その他のバリアフリー設備（視覚障がい者誘導ブロックの敷設、障がい者対応型トイレの整備、転落防止設備の設置等）の整備費についても補助対象とするよう検討します。

○ノンステップバス導入補助台数の拡大の検討

導入台数の促進に取り組みます。（H18～現在まで、2台／年）

○ハード・ソフトも含めた新たなバリアフリー促進に関するインセンティブの検討

- ・バリアフリーに関する表彰制度の設立、バリアフリー優良事例のPRなど

(2) スパイラルアップ

○福岡市バリアフリー推進協議会において、進行管理や取組み内容の検証等を行い、その結果に基づいて新たな取組みを講じることにより、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」を図ります。

○併せて、バリアフリー推進にかかる官民連携・共働のあり方や整備スケジュール調整のための「バリアフリー調整会議」の設置、バリアフリーチェックの仕組み等について、同協議会の場を活用して検討していきます。